

〈論文〉

明治・大正期における国産品使用奨励運動とその所産

——日本におけるマーケティング概念導入との関係性を念頭において——

西 川 浩 司

キーワード

国産品使用奨励
国産愛用運動
外国品購求規則
国産奨励会
外国品調度掛
国産品愛用運動

目 次

はじめに

I. 国産愛用運動の萌芽

1. 国産愛用運動の起点としての外国品購求規則
2. 外国品購求規則の制定
3. 外国品購求取扱手続の制定および外国品調度掛の設置
4. 各官庁への波及

II. 局所的運動から全国的運動への伸展：国産奨励会の創立

1. 国産奨励会創立の動機と経緯
2. 国産奨励会の概要

結びにかえて

はじめに

前稿¹⁾においては、日本産業界へのマーケティング概念の紹介・導入を産業合理化・企業合理化運動のなかに位置付ける必要性を説き、その関係性を明らかにした。ただし、その運動は、臨時産業審議会第1回総会での浜口首相の挨拶にみられたように「一口に産業の合理化と

申しまして、其の範囲は頗る広汎でありまして、企業の統制、製品の規格統一及び単純化、国産品の使用奨励、基礎産業の確立、科学的管理経営法の実行、試験研究機関の整備充実、販売の合理化、原始産業の経営改善、産業金融の改善²⁾など多岐にわたり、いまだ全容が十分に解明されていないものもある。前稿でマーケティング概念への接近の機会のひとつとして位置づけた「国産品の使用奨励」、すなわち国産(品)愛用運動³⁾もその一つである⁴⁾。

昭和初期に始まる国産愛用運動の概要については、社会局・臨時産業合理局が昭和6年に発行した『国産愛用運動概況』などで確認することができる。しかしながら、その運動の細部

2) 通商産業省(編)『商工政策史 第1巻 総説(上)』商工政策史刊行会、昭和60年、129ページ。

3) この運動については、法令上定められた名称があるわけではなく、国産品愛用運動、国産愛用運動など複数の呼称がある。本稿では、この運動の中心的推進者であった社会局・臨時産業合理局が昭和6年に発行した『国産愛用運動概況』の表記に従い、この箇所以降の本文中では、原則、国産愛用運動という表記を用いる。ただし、「国産」「国産品」「愛用」「使用」などの区別が必要な場合については、この限りではない。

4) 戦前の運動について正面から取り上げた研究は、管見の限り多くなく、元浜涼一郎、高坂健次「国産品キャンペーン」(中山茂、後藤邦夫、吉岡斉編『通史 日本の科学技術』(第3巻)、1995年、第5部-6)が近年の代表的研究の1つといえよう。ただし、現在、沢井実氏によって「国産品愛用運動の展開と鉄道」(南山大学パッパ研究奨励金 I-A-2)のテーマで研究が進められており、全容解明は大きく進むと考えられる。

1) 「日本におけるマーケティング概念の紹介・導入と合理化運動」『龍谷大学経営学論集』第56巻第2・3号、2017年2月。

や、その運動が目的等を達成できたのか、どのような影響力をもちえたのかといった所産については、例えば、国産品の使用率等にどのような変化が見られたのか、その後の日本社会・経済や日本企業のあり方に何らかの影響を与えたのかについては、不明な点が多い。そこで、戦前の国産愛用運動の発生・展開が、マーケティング概念の紹介・導入に何らかの影響をもつものであったのか、その可能性を経営史的に探ることを課題とし、紙幅の関係上、本稿ではまず、昭和戦前期の国産愛用運動につながる、明治・大正期における運動⁵⁾に範囲を限定して、取り組むこととした。

I. 国産愛用運動の萌芽

戦前の国産愛用運動は、一般には、産業合理化運動に誘導されるかたちで展開された昭和前期のものを指す。しかしながら、国産品を愛用させようとする機運や、組織的な取り組みは、それ以前の時期に既に発生していた。昭和5年頃に「商工大臣兼臨時産業合理局長官依孫一氏が各地に於いてなせる講演」のなかで「国産愛用は決して今日に始まった問題ではないのでありまして、従来より我国官民が熱心に唱導したのであります」と述べているように、その運動の淵源は昭和5年以前の時代に既にあった⁶⁾。

1. 国産愛用運動の起点としての外国品購求規則

臨時産業合理局や社会局の認識では、その運動の淵源は、明治12年頃の出来事にもとめる

ことができるという。まずは、何を以て、明治12年頃の出来事をその運動の淵源としているのかを以下で確認しておこう。

我国に於ける国産奨励運動は明治十二年頃より起こつたものである。即ち西南戦争後の我国の産業経済界は貿易の逆調、経済界の不振、政府財政の困難等に依り前途頗る悲観の状態に陥つたので、時の政府は所要品に対し出来る限り国産品を充用する方策を樹て、特に外国品購買係を設け、政府用品にして已むを得ず外国品の購入を要する場合は外国品購買係に協議せしむることゝしたので、我国の国産愛用運動は此の時に其の端を発したものと見てよいであろう⁷⁾。

このように、明治12年頃の外国品購買係設置を、国産奨励運動（国産品使用奨励運動）⁸⁾として、あるいは「国産愛用運動」の淵源として、位置づけている。

しかしながら、『日本法令索引〔明治前期編〕』データベース⁹⁾や、その編集過程で作成された「官制沿革表（本体図）」で確認する限り、「外国品購買係」の文字は見当たらない¹⁰⁾。

7) 社会局・臨時産業合理局編『国産愛用運動概況』昭和6年、1ページ。

8) 臨時産業合理局は「国産奨励運動」と呼んでいる。本文で後述するが「国産奨励」は、国産品の生産奨励、国産品の使用奨励、国産品の輸出奨励などの意味を含む。臨時産業合理局がここで指摘している明治12年頃の出来事は、このうち国産品の使用奨励に限定された取り組みであるため、ここではより正確な意味である「国産品使用奨励」という表現を併記しておく。

9) 1867年10月から1886年2月の間に制定された法令の索引情報が検索できる国立国会図書館提供のデータベース（<http://dajokan.ndl.go.jp/SearchSys/index.pl>）。

10) この本体図（http://dajokan.ndl.go.jp/SearchSys/enkaku_H.pdf#viewrect=230,6,0,85）については、作成者が「官制沿革表」（表紙画面 http://dajokan.ndl.go.jp/SearchSys/enkaku_top.pl）の中で説明しているように、作業用に作成されたものであり、「各官院省使あるいはその部局課の設置・廃止について、第一次資料に依って逐一検証」

5) 本稿で取り扱う明治・大正期の運動については、昭和戦前期の国産愛用運動につながるものという立場をとるが、それらは国産愛用運動という用語が一般化する前のものであること、また明治・大正期と昭和戦前期との違いやつながりを浮き彫りにするためには当時一般的な呼称を用いた方が有効であることより、「国産品使用奨励運動」という用語を本稿のタイトルに用いている。

6) 依孫一（述）『不景気打開の根本方策：生産者は良品販売 消費者は国産愛用』臨時産業合理局、昭和5年、序文および7ページ。

表1 「外国品購求規則」に関わる主要法令一覧

発令日	種類・番号	法令名	備考
M 13. 2. 7	太政官第 11 号達	外国品購求規則	第 11 号の改正 第 11 号の改正 第 11 号の廃止
M 13. 8. 13	太政官第 41 号達	外国品購求規則中追加	
M 13. 9. 20	太政官第 48 号達	外国品購求規則中追加	
M 14. 6. 28	太政官第 58 号達	外国品購求規則廃止	
M 13. 2. 25	大蔵省乙第 10 号達	外国品購求取扱手続	乙第 10 号、番外の廃止
M 13. 4. 7	大蔵省番外達	大蔵省中外国品調度掛設置	
M 14. 7. 8	大蔵省乙第 15 号達	外国品調度掛並同購求取扱手続廃止残務ハ報告課ニ於テ取扱	
M 13. 4. 15	陸軍省達乙第 23 号達	明治十三年度予算中外国品購求見積書雛形	達乙第 23 号で参看指示 達乙第 46 号で参看指示 達乙第 46 号で参看指示 達乙第 60 号の修正
M 13. 6. 30	陸軍省達乙第 46 号達	明治十三年度外国品購求方	
M 13. 9. 4	陸軍省達乙第 58 号達	外国品内地直買弁物品報告書式	
M 13. 9. 10	陸軍省達乙第 60 号達	陸軍省ニ於テ便宜外国品購求三井大倉両商会ト結約案	
M 14. 2. 19	〔陸軍省〕房長通達	〔明治十三年達乙第六十号外国品購求方条約書中第十一条但書脱漏ニ付正誤〕	達乙第 60 号の改正 達乙第 60 号で参看指示
M 14. 3. 22	陸軍省達	〔陸軍省外国品購求ニ付高田商会ノ調達ヲ聞届ク〕	
M 14. 8. 13	陸軍省達丙第 17 号達	外国品購買方	
M 13. 4. 6	開拓史達	外国品購求掛仮規則	
M 13. 4. 7	開拓史達	外国品購求係設置	

出所)『日本法令索引〔明治前期編〕』データベース(国立国会図書館提供 <http://dajokan.ndl.go.jp/SearchSys/index.pl>)より作成。

注)本表はキーワード「外国品」の検索結果 36 法令のうち、「法令沿革」が記されている重要な法令、および、その重要な法令で「参看」が指示されているもののみを記載している。

ただ、ほぼ同年代に、上記と同等の業務を担う部署が設置されていることは事実である。「官制沿革表(本体図)」では、明治 13 年、大蔵省に外国品調度掛が設けられたことが確認できる。さらに『日本法令索引〔明治前期編〕』データベースで「外国品」をキーワード検索すると、この他にも、明治 13 年、開拓史東京出張所に外国品購求係が設けられた事実や、同年、陸軍省に外国品購求手続取調委員が登場した事実を確認することができる。これらの活動の全容を知る資料は現時点では見つけられていないが、これらの設置や役割の概要、断片的な活動については太政官達、大蔵省達、陸軍省達など各種法令より、うかがい知ることができる(表 1 参照)。

2. 外国品購求規則の制定

表 1 に示されるような、外国品の購買をめぐる官庁内での動向については、これまでほとんど知られることがなかったと思われるので、整理しておきたい。

明治 13 年 2 月 7 日、「外国品購求規則別紙ノ通相定候條各官庁ニ於テ該品購求代価ノ支出十三年度以降二係ルモノハ都テ右規則ニ遵ヒ取計フヘシ此旨相達事〔ママ〕」から始まる太政官達(第 11 号)が発せられた¹¹⁾。この外国購求規則は、太政官達として発せられたこと、「各官庁ニ於テ…此旨相達事〔ママ〕」の表現からもわかるように¹²⁾、官庁内に限定して推進された取り

11) 『法令全書 明治 13 年』内閣官報局, 343-344 ページ: 国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787960/211~212>。

12) 太政官布第 254 号(明治 6 年 7 月 18 日)において、「各庁及官員限り達書結文例」として、「此旨相達候事」または「此旨可相心得候事」と定めている(『法令全書 明治 6 年』内閣官報局, 7

、したものではないから、あるいは正確を期していない部分もあるかと思われる」ため、この本体図の確認をもって、「外国品購買係」が存在しなかったとは断言できない。

組みであり、昭和初期に始まる国産愛用運動のような、国家全体で推進しようとした取り組みとは異なるものであった。

具体的な規則については、第1条において「各官庁ニ於テ外国品ノ購求ヲ要スル時ハ……大蔵省ニ申立テ」ることがまず規定された。続けて第2条において、その申し立てにあたっては「各官庁所要ノ該物品ハ實際使用年度ノ六箇月前ニ該年度中総需用品ノ概算書ヲ」必要とすること、あわせて「所用ノ事由並ニ種類、量数其他必要ノ件々ヲ詳記シ」たものや、「其種類ニ依テハ精密ナル絵図面、雛形若クハ見本及ヒ説明書等」を添付することが規定された。そして第3条で、これらの書類等をもとに、「其物品ヲ購求スヘキ地、購求ノ約條、運搬ノ方法、品位ノ良否、価値ノ高低、為換ノ利否等ヲ評議」するために「大蔵省ニ於テハ兼テ外国品調度ノ主任官ヲ定メ置」くことが規定された。また、この評議にあたっては、各官庁の主任官も「大蔵省外国品調度主任官ト同ク調度ノ評議ニ預カル」ことが第4条で規定された。そして「各官庁ノ所要セル外国品購求ノ代価ハ大蔵省ニ於テ各庁経費予算内ヲ以テ直ニ之ヲ支払フモノトス」の第5条で締めくくられている〔傍点筆者〕。

つまり、国産品の使用や愛用を前面に掲げた取り組みではなく、輸入外国品の購買を制御する取り組みが始まったのであった。

3. 外国品購求取扱手続の制定および外国品調度掛の設置

「外国品購求規則」を受けて、「詳細ノ儀」を規定し、発せられたものが、明治13年2月25日の大蔵省乙第10号達「外国品購求取扱手続」であり¹³⁾、明治13年4月7日の大蔵省番外達

「大蔵省中外国品調度掛設置」であった¹⁴⁾。

「外国品購求取扱手続」では、「各庁需用ノ外国品……購求ヲ取扱フカ為大蔵省ニ於テ主務ノ局ヲ置キ其吏員ヲシテ該件ニ関スル一切ノ事務ヲ担当弁理セシム」ことが確認されている。そしてここで初めて、購求の対象となる外国品が規定されることとなり、「専ラ外国ノ製造ニ係リ内外地ノ別ナク販売スル物品」とされた¹⁵⁾。つまり、購買先が日本企業であったとしても、外国企業からの直接購買と同等の、「弁理」という制限がかかることが明示された。

そのうえで、大蔵省で行われる弁理の内容が「見積書ニ就キ先ツ物品ノ資質及ヒ所要ノ事由等ヲ査覈考量シ若シ代用シ得ヘキ内国品アルカ或ハ他ニ精良利便ノ品類アリト認定スルトキハ該庁ヘ協議シ之ヲ取捨スルコトアルヘシ〔傍点筆者〕」と、具体的に示された。そして、この条文を通じて、初めて、この外国品の購買に関わる手続きが、国産品の使用や購買の奨励と結びついていることが明示された。

その他は、先の「外国品購求規則」で大枠が定められた、外国品購求のための見積書に関する詳細や見積書の雛形が示されるにとどまった。

この「外国品購求取扱手続」決定の後、大蔵省内に「主務ノ局」として「外国品調度掛」が新設され、同省の権大書記官であった長岡義之がその「掛長」に就くこととなった。そしてそのことが大蔵省番外達「大蔵省中外国品調度掛設置」を通して伝えられ、制度として一応の完成をみた。

ここに完成した制度は、各官庁における輸入外国品の購買を大蔵省（外国品調度掛）が制御

13) 364ページ：国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787953/257>。

14) 『法令全書 明治13年』内閣官報局、1072-1076ページ（国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787960/586~588>）。

14) 『法令全書 明治13年』内閣官報局、1133ページ（国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787960/616>）。

15) どのような外国品を想定していたかについては、同達中の「物品概目」からうかがい知ることができる（「機械類」「金具類」「織物類」「地金類」「兵器類」「穀類」「鳥獸類」「植物類」「薬種類」「書籍類」「雑品」が、この順で明示されている）。

するための制度であったと同時に、国産品の使用・購買を奨励するための制度という側面も併せ持つこととなった。

4. 各官庁への波及

「外国品購求規則」「外国品購求取扱手続」などの制定は、大蔵省の外国品調度掛と対する、外国品を購求する側の官庁にも変更を求めた。ただし、資料的に裏付けられるものは限られているため、以下では陸軍省に限定して¹⁶⁾、その変更などを簡単に見ておこう。

「外国品購求取扱手続」などの制定にともなう陸軍省の変化・対応の様子は、陸軍省達乙第46号達「明治十三年度外国品購求方」¹⁷⁾で確認することができる。

そこではまず「陸軍省需用外国品購求方箇条書ヲ以テ陸軍卿ヨリ大蔵卿ヘ照会」したこと、そしてその結果「大蔵省外国品調度掛長ト陸軍省外国品購求手続取調委員ト十三年度購求品ノ儀ニ付協議」したことが記されている。つまり「外国品購求取扱手続」に従って、着々と手続が進められている様子ではなく、制度をめぐる交渉・協議の様子が記されている。

そして、それに続く形で、協議結果5条が記されている。大半は手続きの詳細を詰めたものと言えようが、この中には「臨時至急ヲ要スル物品ハ陸軍各庁ニ於テ直ニ之ヲ買辦シ是亦追テ大蔵省ヨリ回付スヘシキ書類ニ倣ヒ其時々報告スヘシ」との条文も含まれている。つまり、通常の購求取扱手続に陸軍省が従えない点があること、別言すれば、大蔵省外国品調度掛による「査覈考量」やその後の協議を待てない外国品の購求があることが、協議の過程で露呈したのであった。

要するに、「外国品購求取扱手続」などの制度には、外国品を購求する側の省庁に、少なくとも陸軍省に不利益を生じさせるような制度上・運用上の問題が残っていた。そしてこのような制度上・運用上の問題を抱えたまま、その問題解消途上で、いわゆる「明治14年の政変」の最中の明治14年6月28日に、太政官第58号達「外国品購求規則廃止」¹⁸⁾が、明治14年7月8日には大蔵省乙第15号達「外国品調度掛並同購求取扱手続廃止残務ハ報告課ニ於テ取扱」¹⁹⁾が相次いで発せられ、輸入外国品の購買を制御するための制度はわずか1年半もたたないうちに、その姿を消すこととなった。

II. 局所的運動から全国的運動への伸展： 国産奨励会の創立

1. 国産奨励会創立の動機と経緯

外国品購求規則の制定とともに見られ始めた国産品使用・購買への気運は、官庁・政府内にとどまるものであったが、大正期に入るとその外へと拡がっていった。産業合理化審議会の認識によると、その拡がりの重要な契機は大正3年の国産奨励会の創立であった²⁰⁾。

内閣書記官長や宮中顧問官を歴任した平山成信によると、同会の創立は「本年〔大正3年、筆者補足〕春頃」より、「輸入は超過して莫大なる正貨は流失する悲境」を憂う平山成信、武井守正、大谷嘉兵衛、野沢源次郎、星野錫や農商務省の岡實商工局長、鶴見左吉雄商事課長らが、その悲境を脱するために「無用奢侈なる外国品を排し、之に替る可き内国品を奨励して貿易の逆潮を防ぎ、併せて国力を伸張せん」との思いから会合を重ね、そしてこの動きに「俱に憂を同うせられ」た渋沢栄一や中野武蔵らが加わっ

16) 開拓史については、外国品購求係が設置された事実を確認することができるが、表1に記した開拓史達のなかで、それ以上の特筆すべき事柄が記されていないため、省略した。

17) 『法令全書 明治13年』内閣官報局、1283-1284ページ（国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787960/691~692>）。

18) 『法令全書 明治14年』内閣官報局、228ページ（国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787961/145>）。

19) 『法令全書 明治14年』内閣官報局、494ページ（国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787961/289>）。

20) 社会局・臨時産業合理局編『国産愛用運動概況』昭和6年、1ページ。

た結果であった²¹⁾。

彼らがどのような経緯で参集・会同したかについては、上記の当事者らの言葉で語られておらず正確なことはわからないが、農商務次官であった上山満之進の語るところによると、「事の発端は今春大正博覧会開催中、平山・野沢・武井・村井〔吉兵衛、筆者補足〕・杉原〔栄三郎、筆者補足〕・大谷・星野などの諸氏が会合の際、……、談偶々国産品の使用を奨励するの急に及²²⁾んだとのことであり、平山成信のいう時期と重なる東京大正博覧会開催期間中²³⁾に、その参加にともなって参集・会同したことはほぼ間違いない。

そしてここに参集・会同した人々が「此の目的を達するに必要な一団体を組織すべしとして一案を作製」し、「五月中旬同志の一人」が上山満之進農商務次官に賛同を求めた結果、「其の趣旨の是なるを以て早速賛同の意を表し、大浦農相にも諮る所あり、結局本省内に於て改めて発起人と協議することとなり、三・四回会合の後」、政府による経費補助を取り付けた²⁴⁾。

その後、大正3年9月16日、平山ら有志と農商務省がまとめた設立趣意等の原案に対して、より広く、大所高所より意見を求めるために、また国産奨励会の創立について協議するために、渋沢や中野ら高名な財界人10名程度が農商務省に招致され²⁵⁾、その場において、ほぼ

原案のまま、創立実現に向けての手続きを進めることが決められた²⁶⁾。そして、同年9月21日に「国産奨励会発起委員会」、25日に「国産奨励会創立委員会」、29日に「国産奨励会委員会」、10月13日に「国産奨励会総会ニ対スル準備会」、10月15日「国産奨励会〔総会、筆者補足〕」などが矢継ぎ早に開催される運びとなり²⁷⁾、これらの手続きを進めていく段階で、渋沢栄一や中野武當が国産奨励会に大きく関与するようになっていった²⁸⁾。

2. 国産奨励会の概要

2-1. 臨時産業合理局の認識

では、この国産奨励会とはいかなるものであったか。まずは、国産奨励会の創立を「国産愛用運動の沿革」の節目として位置付けている臨時産業合理局や社会局の認識・説明を確認しておこう。

……国運の進展に伴ひ、明治二十三年関税権の恢復運動となり、次で條約、関税等の改正を見、本邦産業界は漸次發展するに至つた

は、渋沢や中野の他、三島彌太郎、近藤廉平、大倉喜八郎、朝吹英二、豊川良平、早川千吉郎、森村市左衛門、安田善三郎、浅野総一郎であったが、このうち渋沢、近藤、豊川、森村の4名が欠席している。

21) 「聖旨に副える国産奨励会」神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫・『読売新聞』1914.10.6 産業(一般)(01-015)。

22) 「国産奨励会進捗 知名実業家協議」『中外商業新報』第10203号、1914年9月17日(竜門者編『渋沢栄一伝記資料』第56巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、1964年、280ページ)。

23) 東京大正博覧会の開催は、大正3年3月20日から同年7月31日までであった(東京大正博覧会案内編輯局編著『東京大正博覧会観覧案内』文洋社、1914年1ページ)。

24) 「国産奨励会進捗 知名実業家協議」『中外商業新報』第10203号、1914年9月17日(竜門者編『渋沢栄一伝記資料』第56巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、1964年、280ページ)。

25) 大正3年9月16日の協議の場に招致されたの

26) 「国産奨励会進捗 知名実業家協議」『中外商業新報』第10203号、1914年9月17日(竜門者編『渋沢栄一伝記資料』第56巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、1964年、280-281ページ)。

27) 「集会日時通知表 大正3年(渋沢子爵家所蔵)」(竜門者編『渋沢栄一伝記資料』第56巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、1964年、280ページ)。なお、会議の名称については、当時の新聞記事等と照らし合わせると、正式なものではなかったと推察される。またこれ以外の会議も開催されている。

28) 創立までの手続きは、16日の協議の場において推挙された3名の設立準備委員、武井守正、渋沢栄一、中野武當が中心となって進められた。この点については、各委員会の翌日の新聞、例えば『中外商業新報』第10208号(1914年9月22日)、第10212号(1914年9月26日)、第10216号(1914年9月30日)などで報じられている。

けれども我国の貿易関係は依然として輸入超過の状態にあり、我が経済界の前途樂觀を許さざるものあつたので、大正三年農商務省は再び国産奨励運動の必要を提唱し遂に全国有力なる商工業者の会合となり、内国品の生産を奨励し、其の国内使用の普及を図ると共に販路を海外に拡張することを目的とする国産奨励会なる一大団体を組織し、伏見宮貞愛親王殿下を総裁に仰ぎ、侯爵松方正義を副総裁、男爵武井守正を会長に推薦し、基本金は全国有志の寄附に依つて約十万円を得、上野不忍池畔所在の勸業商品陳列館を買収し、国産品展覧会を……開催し、国産品巡回展覧会を……開催したる外、尚国産品改良宣伝に関する講演会、国産品研究会を開催し、月刊雑誌、国産時報の発行、其の他国産品宣伝に関する事業を遂行したるが、大正七年二月、財団法人の設立認可を受け、更に大正十年三月博覧会協会と合併して財団法人日本産業協会と改称するに至つた²⁹⁾。

臨時産業合理局等は、「再び国産奨励運動の必要を提唱し」と説明しているように、国産奨励会やその設立について、全くの新規の動きではなく、それ以前に見られた「国産奨励運動(国産品使用奨励運動)」の延長線上の動きとして捉えている。

ただし同会に関わる人物の多様さからわかるように、明治期の局所的な運動とは異なり、政府はもちろん、皇族・宮中をも巻き込む国家的な運動であった。また同会の目的からもわかるように、明治期の間接的な運動とは異なり、「国産品」が前面に押し出された運動となった。

2-2. 国産奨励会の目的

ところで、この国産奨励会は、平山らが当初思い描いていたものとは必ずしも合致しない。「無用奢侈なる外国品を排し、之に替る可き内国品を奨励して貿易の逆潮を防ぎ、併せて国力

を伸張せん」とする「国産品使用奨励」という当初の目的は、国産奨励会が掲げる目的の一部へと後退した。

なぜ、当初の構想がこのような形になったのか。この点を説明する資料は見当たらないが、幾つかの断片的な資料をつなぎ合わせながら考察してみたい。

国産奨励会創立時の目的は、国産品の生産奨励、国産品の使用奨励、国産品の輸出奨励の3つの奨励を含むものであり、そのことは会則の中に明記されている。この会則は、設立趣意書とともに、渋沢、武井、中野らが中心となって完成させた原案を、大正3年10月15日の国産奨励会総会において議定したものであるが、この目的に限っては、原案とは異なるものとなっている。

総会での原案修正、会則第1条の目的が修正されるに至った背景には、創立までの準備期間の短さがあったと考えられる。会則が完成し発表されたのは、本格的協議開始からほぼ1カ月後、総会10日前の10月5日のことであった。そしてここでようやく「発起人は全国各府県より三百五十余名を嘱託する事とし、上山農商務次官より地方長官に依頼し、地方長官の手により県内有数の人物を選任する事とし、五日各府県に宛て趣意書を配布」することとなった³⁰⁾。つまり多くの発起人は、会則や趣意について不明な点などを問い合わせる間もなく、選任された。

このような状況のなかで開催された総会において、大日本製糖社長の藤山雷太が、会則原案第一条「本会は内国品の生産を奨励し、其の使用を普及せしむるを以て目的とす」³¹⁾に対して異を唱えた。「国産品の普及は元より可なれど従来外国品が内国品を圧倒して大に用ひられし理由も亦熟考せざる可らず即ち外品は品質優良

29) 社会局・臨時産業合理局編『国産愛用運動概況』昭和6年、1ページ。

30) 「国産奨励会成る」『中外商業新報』第10222号、1914年10月6日(竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第56巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、1964年、282ページ)。

31) 同上

にして価格の廉なる事なり而して其原因是全く外品が販路広く従って生産費安きに基因す故に吾人は国産奨励と同時に大に販路の拡張をなすの要ある可し農商務省の調査によれば独逸の東洋方面への輸出額は一年三億九千万円に上ると云ふ此際大に努めて之を圧倒するは緊急事なる可し」という旨の見解を述べた。つまり、国産品の使用奨励のための付随的な目的として、生産奨励とともに、輸出奨励を掲げることを主張した。そして規則案の修正を求め、「本会は内国品の生産を奨励し其普及を計り併せて其販路を拡張するを以て目的とす」への変更が認められた³²⁾。

この変更が認められるまでのやり取りについては不明であるが、設立趣意書の中で「有用なる我が生産品を天下に紹介して、必ずしも其の輸入品に譲らざるを明にし、之が需要を盛にし、産出の増加を促かし、又其長短を品隠して改良の方法を講じ、更に進んで販路を海外に拡張するの計画を有さんとす〔傍点筆者〕」と述べられており³³⁾、藤山の見解は、同会の趣意に概ね沿うものとして受け止められたのであろう³⁴⁾。

いずれにせよ、このようにして国産奨励会の目的は、多くの財界人を巻き込んでいく過程で、渋沢、武井、中野らが掲げた「国産品の生産奨励、国産品の使用奨励」から、「国産品の生産奨励、国産品の使用奨励、国産品の輸出奨励」へと拡大したのであった。

さらに、渋沢、武井、中野らが掲げた「国産

品の生産奨励、国産品の使用奨励」という目的もまた、平山らが最初に構想していた団体の目的とは異なる可能性が高い。この点についても史料的な制約から不明なところが多いけれども、趣意書や新聞記事などの断片をつなぎ合わせながら、考察を加えておきたい。

平山らが最初に構想していた団体の目的については、既出の平山の談を見る限り、「無用奢侈なる外国品を排し、之に替る可き内国品を奨励」という生産奨励とも使用奨励ともとれる表現が用いられている。ただし、上山の談では「国産品の使用を奨励」という表現が用いられており、「国産品の生産奨励」を目的に掲げていなかったとは断言できないが、「国産品の使用奨励」に目的が限定されていた可能性は極めて高い。

ではなぜ、渋沢や中野が創立に関わっていく中で「国産品の生産奨励、国産品の使用奨励」を明確に目的として掲げるようになったのであろうか。

趣意書は、両方の奨励をあわせて目的に掲げる必要性について、次のように説明している。

我国海外と貿易を開きしより内国人は輸入品の新奇精巧なるを悦び争て之を用ひ、遂に内国品は外国品に及ばずとの感想を生じ、商品と称揚するに舶来上等の語を以てし、欧文の標識なき物品は世人の注意を引くに足らざるに至らしめたり、此の風習にして依然今日の如くんば、無用の輸入を増加し、内国生産の発達を阻害するは当然の理にして、豈甚だしく憂慮すべきに非ずや、顧みて生産者の状況を察するに時勢に応じて進歩改良を図り、信用を尊びて粗製濫造を戒むるの事に於て、未だ遺憾あるを免れず、仮令需要者の気風一変するも生産者の行為をして其の意に満たしむる能はずんば、産業発達の好果を収むるを得難し、是れ生産者の最も其の意を致すべき処なりとす³⁵⁾

32) 「国産奨励会大会」神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫・『時事新報』1914.10.16 産業（一般）〔01-020〕。

33) 「国産奨励会成る」『中外商業新報』第10222号、1914年10月6日（竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第56巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、1964年、283ページ）。

34) 藤山の見解（総会での発言）と同会の趣意は、国産品の輸出奨励の必要性という点では合致しているが、その根拠という点ではそのようには言えない。藤山の見解では、輸出奨励は、生産奨励とともに、国産品の使用奨励のための付随的目的であったのに対して、趣意書では、輸出奨励は国産品の使用奨励や生産奨励後に掲げべき高次の目的であった。

35) 「国産奨励会成る」『中外商業新報』第10222号

要するに、国産品使用奨励の必要性和、その落とし穴について言及している。「欧文の標識なき物品は世人の注意を引くに足らざる」という風習を問題視し、製品を使用する側の問題とその解決の必要性を指摘したうえで、製品を生産する側の問題についても言及している。「進歩改良を図り、信用を尊びて粗製濫造を戒むるの事に於て、未だ遺憾ある」状況が変わることなく、使用する側の風習が変わったとしても、「産業発達」の好果を収むるを得難いとしている。「産業発達」という観点からは、国産品の使用と国産品の生産に対する一体的な奨励が必要であることを説いているのである。

この考え方は、大所高所、大局的見地から多種多様な企業の設立にかかわってきた渋沢栄一の影響を感じざるを得ない。渋沢は『東京日日新聞』の中で、国産奨励会の趣旨に関して、次のような談を残している。

同会の趣旨とする所は我国の殖産工業を振興せしめ努めて外国品の輸入を防ぎ進んでは輸出の発達を期し以て国富の増進を図らんとするに外ならず左れば主として従来内地の各種生産品に対し改良進歩を奨励すると同時に我國民の思想は今尚往時の外国品を珍重せし氣風を脱せず為に多くは品位の實質を問はずして兎角は外国品を尊ぶの状態なるが斯の如きは国家の上より観て甚だ憂ふべき現象なるを以て極力之を一掃せざるべからず³⁶⁾

この談を見る限り、渋沢にとって、国産奨励会は明治維新以来の産業保護育成の流れの中で誕生した多くの団体の一つにすぎないし、「外国品を珍重せし氣風を脱する」ための取り組みは「内地の各種生産品に対し改良進歩を奨励す

ると同時に」行われるべきものであった、と言えよう。言い換えれば、彼にとって国産品の使用奨励とは、生産奨励に付随するもの、輸出奨励よりも低次のものにすぎなかったし、それ単独での目的達成は大きな意味をもたないものであったと言えよう。

以上のことを踏まえると、国産奨励会の創立に渋沢らが加わる過程で、彼らの大局的な見地が同会の趣旨に反映し、「国産品使用奨励」という目的のみの団体にとどまることを阻んだのかもしれない。

2-3. 国産奨励会の事業

国産奨励会の具体的な事業内容は、会則の第2条で定められており、「……一、国産に関する調査、二、国産の品評会・展覧会等の開催、三、講話会の開催、四、国産に関する質問応答、五、会報の発行、六、其他必要なる事項」であった³⁷⁾。

なぜこのような事業活動が設定されたのか。なぜ平山らが掲げていた「無用奢侈なる外国品を排し、之に替る可き内国品を奨励して貿易の逆潮を防ぎ、併せて国力を伸張せん」とする目的の達成に必要な、「無用奢侈なる外国品を排」すための事業は表面に掲げられていないのか。臨時産業合理局の言葉を用いて言い換えると、「国産品宣伝に関する事業活動」各種にとどめられたのか。前者の疑問については、それ以前に開催されていた各種博覧会の影響もあるため次稿に譲ることとし、ここでは後者の疑問についてのみ考察しておきたい。

「無用奢侈なる外国品を排」すための事業については、関税の設定・強化と考えれば、国産奨励会がその担い手になることはありえないし、それゆえ同会の事業として掲げられていないことは当然のことであろう。しかしながら、後の国産愛用運動に鑑みると、「無用奢侈なる外国品」と有用で不可欠な外国品とを区別する

36) 号、1914年10月6日（竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第56巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、1964年、283ページ）。

36) 「国産奨励会趣旨」神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫・『東京日日新聞』1914.10.5 産業（一般）[01-014]。

37) 「国産奨励会成る」『中外商業新報』第1022号、1914年10月6日（竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第56巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、1964年、282ページ）。

ための外国品に関する調査などが事業として掲げられることはありえたであろう。

もちろん、この時点で具体的な事業を考え付かなかった可能性も十分にあるが、当時の報道などに目を通すと、あえて「無用奢侈なる外国品を排」すための事業を加えなかった可能性を否定できない。

国産奨励会の立ち上げに大きくかかわった平山成信は、新聞報道を通して、「国産奨励会を目して、単に排外思想の集団となす者あれどもそれは大なる謬見なり、奨励会は前述の如く輸入を絶対に防止し、内国品を以て充てるに非ず、輸入して利益ある原料品又は製作品は喜んで歓迎し……唯徒に舶来品でふ因習の美名に酔ひて、無意味に甘受するは大いに排せざる可らず、之に替ふるにより以上の内国品を調査して奨励指導するが本会の目的也」と語っている³⁸⁾。

国産奨励会の創立に大きくかかわった渋沢もまた、国産奨励会総会の演説のなかで、「吾人は此国産奨励を以て決して極端なる排外主義を樹立せんと欲するにも非ず輸入品の絶対的防圧を企つるにも非ず例えば原棉の如き人肥原料の燐鉍石の如きは寧ろ盛に其輸入を計りて以て我国産業の発展に資せんこと本会の主旨とする所なりただ要は外品を俟つまでも無く内国にて供給し得る物は充分之を助勢發達せしめて外品を一掃せんとするのみ」と語り、これを新聞が報じている³⁹⁾。

さらに、国産奨励会長となった武井守正も、「盲従的に国民をして国産以外のものは用ふ可らずと言ふ程に国産奨励会は狭義のものにあらずして必要なる原料機械薬品染料の外国品輸入は勿論内地品よりも外国品の品質優良なる乎若くは価格低廉なるものは外国品を使用する事国

民の勝手なり」と、新聞を通して国民に伝えている⁴⁰⁾。

このように、排外思想をもつ団体といった負のイメージを払拭しようとする弁明が数多く報道された。

国産奨励会の創立に際して、国産品の使用奨励が、自らの欲する外国品の排斥奨励を導くこと、ひいては自らの購買行動そのものが統制されることを懸念する国民が多くみられるようになった。その一方で、国産奨励会の関係者は、その懸念が外国品の排斥奨励と無用の外国品の排斥奨励との混同に起因することを国民に啓発しようと努めた。そして、この努力の開始段階で、国民の懸念や反発が十分に残った状態の中で、国産奨励会は事業内容を定めたのであった。

以上のように、国産品使用奨励やそれを包含する国産奨励のための国家的な取り組みとして誕生した国産奨励会ではあるが、「欧州大戦勃発と共に国内産業は遽かに發展し、我国貿易は輸出超過を見るに至つたので国産奨励運動は稍衰微の觀あつた」と振り返るように⁴¹⁾、創立から10年もたたない大正10年3月、博覧会協会と合併し、財団法人日本産業協会へと改称し、国産使用奨励という目的はもちろん、国産奨励という目的さえも後退させていくこととなった。

結びにかえて

昭和戦前期の国産愛用運動の背景には、明治期における外国品購求規則の制定とともに始まった明治期の運動と、国産奨励会の設立という大正期の運動があった。

明治期のそれは、局所的で、間接的な、国産品使用（・購買）奨励運動であった。また国産

38) 「聖旨に副える国産奨励会」神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫・『読売新聞』1914.10.6 産業（一般）〔01-015〕。

39) 「国産奨励会大会」神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫・『時事新報』1914.10.16 産業（一般）〔01-020〕。

40) 「挙国一致の奨励会」神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫・『中外商業新報』1914.10.26 産業（一般）〔01-023〕。

41) 社会局・臨時産業合理局編『国産愛用運動概況』昭和6年、2ページ。

品の使用（・購買）奨励、外国品の使用（・購買）制限は、多種多様な製品を「国産品」や「外国品」という枠組みで一括して捉えて奨励したり制限したりすることの難しさや弊害について、政府官庁内の人々が知る機会ともなった。

大正期の運動は、運動と呼ぶにふさわしい国家的な、国産や国産品が前面に出た奨励運動であった。ただし、国家的な運動になり多種多様な人々が関わるなかで、それぞれの人の思いが交錯し、国産品使用奨励運動の1つとして始まったはずの国産奨励会の立ち上げが、国産品の生産奨励や輸出奨励という目的を抱き込み、国産奨励運動という曖昧な運動のなかに巻き込まれていった。そして同会の存在意義、すなわち他の団体との違いが薄れていってしまった。

国産奨励会が、博覧会協会と合併し、財団法人日本産業協会へと改称したことはこのことの証左とも言えるであろうし、また当時の新聞社説のなかにも、この点について以下のように言及しているものがある。

斯会の目的とする所は『内国品の生産を奨励し、其使用を普及せしめ、併せて海外に販路を拡張す』と云ふに在りて、余りに平凡蠅を囃むが如きの思ひ無きに非ず、……。国内の生産を盛にするたの必要は敢て今日に始まりたるに非ず、生産盛なれば其産品は広く内外に其販路を求めざる可からず、是れ自明の事にして、今更団体を設けて斯る目的の貫徹を絶叫するの頗る意外なるを思はずんばあらず。

ただし同社説は、このような批判をする一方で、以下のようにも述べている。

……該会發起以後の由来に就て考えれば、別に意義の存するものあるを発見すべし、……、国産奨励会の望む所は単に茫漠たつ内地生産の奨励のみに非ずして、我使用の製品を国内に求めんとするの急なるものあるを思

ふ、此意味に於ては吾人も同会の目的に賛成を惜むものに非ず⁴²⁾

本稿の趣旨にそって要約しなおすと、国産奨励会はその立ち上げから創立に至る過程の中で、昭和戦前期の国産愛用運動へとつながる道筋から逸れていったけれども、あらためて、その道筋に戻ることの必要性が主張されている。

このような軌道修正の必要性、すなわち国産品使用奨励運動に立ち返ることの大切さに気づいていたのは、国産奨励会の内部にも、個人レベルではいた。一例をもって示せば、国産奨励会長・武井守正は「外国品の品質優良なる乎若くは価格低廉なるものは外国品を使用する事国民の勝手たり故に生産者に対しては国民をして国産を愛用せしむべく最善の注意と努力を欲せざる可らず⁴³⁾」という言葉を残している。生産者は単に努力するのではなく、「国民をして国産を愛用せしむべく」努力をする必要があること、そして、その努力の前提として「注意」が必要であることを述べている。まさに、「生産者が国民（消費者）に注意を向ける」という視点こそが欠落していることに気づいていた。そして、その気づきこそが「使用」ではなく、「愛用」という言葉を使わせたのであろう。

そして、国産奨励運動という曖昧な運動のなかに巻き込まれていった国産奨励会の問題に気づいていた人がいたからこそ、昭和戦前期に、国産品使用奨励に立ち返ったような呼称の国産愛用運動が生じたのかもしれない。

謝辞

藤田誠久先生には、35年もの間、公私ともに大変お世話になりました。ここに感謝の意を表します。

（受理 2018年9月10日）

42) 「国産奨励会」神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫・『日本新聞』1914.10.17 産業（一般）[01-021]。

43) 「挙国一致の奨励会」神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫・『中外商業新報』1914.10.26 産業（一般）[01-023]。